



三島市行政改革推進プラン
令和4年度～令和7年度

令和4年3月

目次

1	行政改革推進プラン策定の主旨	1
2	これまでの行政改革の取組み	2
3	行政改革推進プランの位置付け	8
4	持続可能な開発目標(SDGs)の推進	10
5	行政改革推進プランの基本方針及び重点項目	11
6	三島市行政改革推進プランに基づく行政改革の推進	13
7	個別取組項目	14

これまで三島市では、昭和 60 年に最初の三島市行政改革大綱を策定して以来、社会経済情勢等の変遷を踏まえ、時代に即した見直しを実施しながら、6 期にわたり行政改革の推進に取り組んでまいりました。

この間、バブル経済の崩壊やリーマンショック、東日本大震災など、本市の市政にも大きな影響を及ぼした難局を、市民や団体の皆様との協働や英知の結集により、その都度、乗り越えてきました。

現在の本市を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の急速な進展や地球温暖化による気候変動、新型コロナウイルスの流行などこれまで経験したことのない激動の時代に直面しております。このような時にこそ、行政運営を見直し、改革を推進することで、市民のより良い生活や、安心安全で希望の持てる社会を実現するため、暮らしと社会経済のレジリエンスを発揮し、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた本市の持続的発展に結びつけることが急務となっております。

また、長期的な視点に立つ、SDG s（持続可能な開発目標）で掲げる目標の達成や、「2050 年カーボンニュートラル」の宣言の実行により、脱炭素社会の構築を進め、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代へ良好な環境を引き継ぐ責務を果たしていくことも重要です。

一方、令和元年 12 月には「三島市スマート市役所宣言」を発出し、国においても「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」（総務省：令和 2 年 12 月 25 日）を策定するなど、デジタル技術を活用した行政サービスの推進や業務効率化の進展が、これからの行政運営には不可欠となります。

これらの状況を踏まえ、新たな行政改革の策定につきましては、効率的、効果的な行政運営と持続可能な財政運営を基本方針とし、特に推進すべき取組みを個別取組項目に定める中で、本推進プランを策定しております。

2

これまでの行政改革の取組み

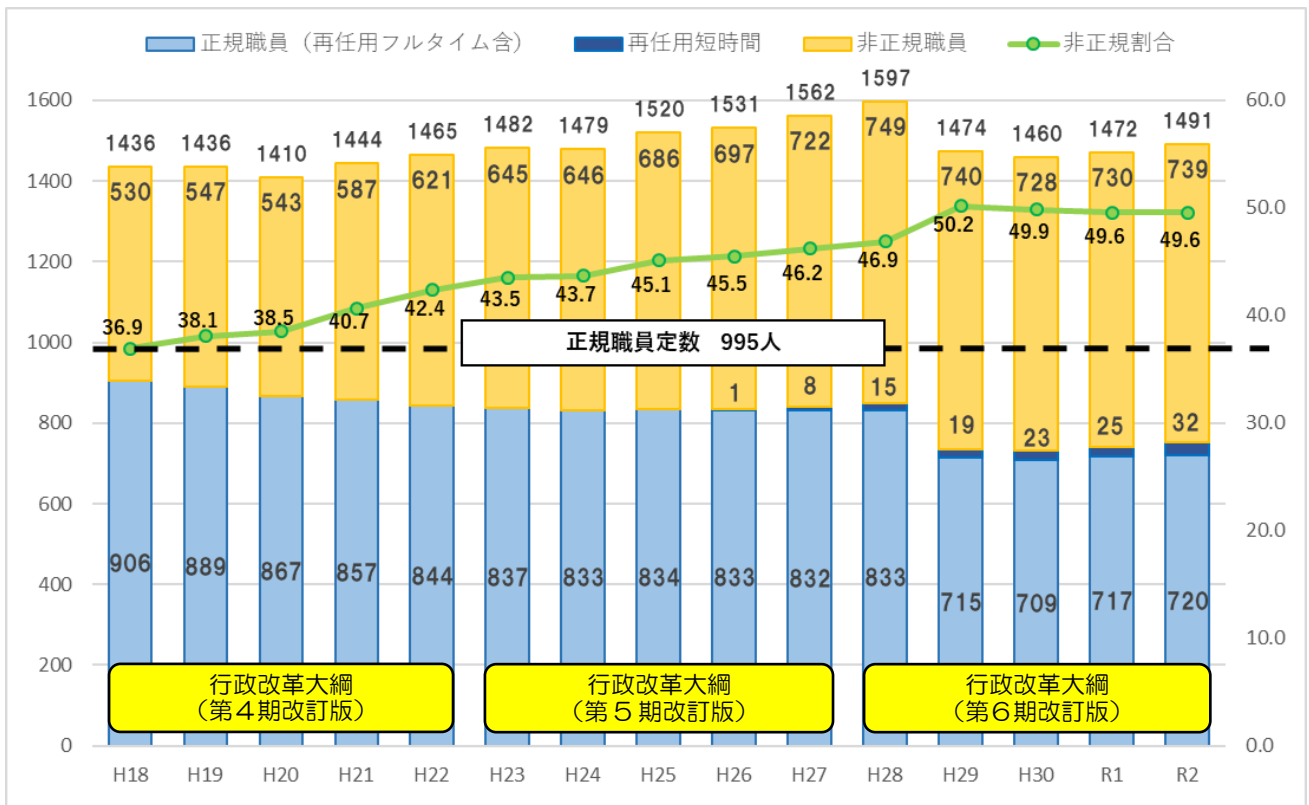
①これまでの行政改革大綱の策定状況

昭和 60 年 7 月	三島市行政改革推進本部設置要綱制定 三島市行政改革市民懇話会設置要綱制定
昭和 60 年 9 月	『三島市行政改革大綱』策定
平成 6 年 10 月	自治事務次官通知「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」
平成 8 年 4 月	新たな『三島市行政改革大綱』策定
平成 9 年 11 月	自治事務次官通知「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について」
平成 10 年 12 月	『三島市行政改革大綱』（改訂版）策定
平成 13 年 4 月	『三島市行政改革大綱』（第 2 期改訂版）策定
平成 16 年 3 月	『三島市行政改革大綱』（第 3 期改訂版）策定
平成 17 年 3 月	総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針について」
平成 18 年 3 月	『三島市行政改革大綱』（第 4 期改訂版）策定
平成 22 年 3 月	『三島市行政改革大綱』（第 4 期改訂版）一部改訂
平成 23 年 3 月	『三島市行政改革大綱』（第 5 期改訂版）策定
平成 27 年 8 月	総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」
平成 28 年 3 月	『三島市行政改革大綱』（第 6 期改訂版）策定
令和元年 12 月	「三島市スマート市役所宣言」

三島市では、「住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に則り、昭和 60 年から全国に先駆けて行政改革大綱を定め、これまで毎年度、実績を検証しながら推進してきました。

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を計画期間とした『三島市行政改革大綱』（第 6 期改訂版）では、3 つの基本方針を定め、市役所全体の「質的改革」に取り組むとともに、コスト意識と経営感覚をもって、「最少の経費で最大の行政効果」が発揮されるよう取り組んできました。

②職員数の推移



(職員数は各年度の4月1日現在)

職員数にあつては三島市行政改革実施計画(集中改革プラン)において、消防組織の広域化や技能労務職員の退職不補充等による職員数の削減を実施しました。これにより令和2年度の正規職員数は720人となり、平成18年度と比較して186人削減しています。

また、本格的な高齢社会を迎える中、公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳へ上げられたことから、年金受給時期までの安定した雇用の供給と、長年培った能力・経験を有効に活かした技術の継承を目的として、定年の延長に対応した再任用に関する制度を定めています。

一方で、国の推進する地方分権改革による権限移譲、近年の頻発する災害への体制強化、デジタル技術やRPA等の導入による業務等、新たな行政需要に伴う業務量は増加傾向にあり、業務に必要な人的資源である職員数を確保しつつ、行政サービスを向上するため、職員の適正配置を進め、常に変化する社会情勢や複雑・多様化する市民ニーズ等に柔軟に対応できる持続可能な組織を構築することが必要です。

③財政状況の推移

(1) 歳入歳出状況

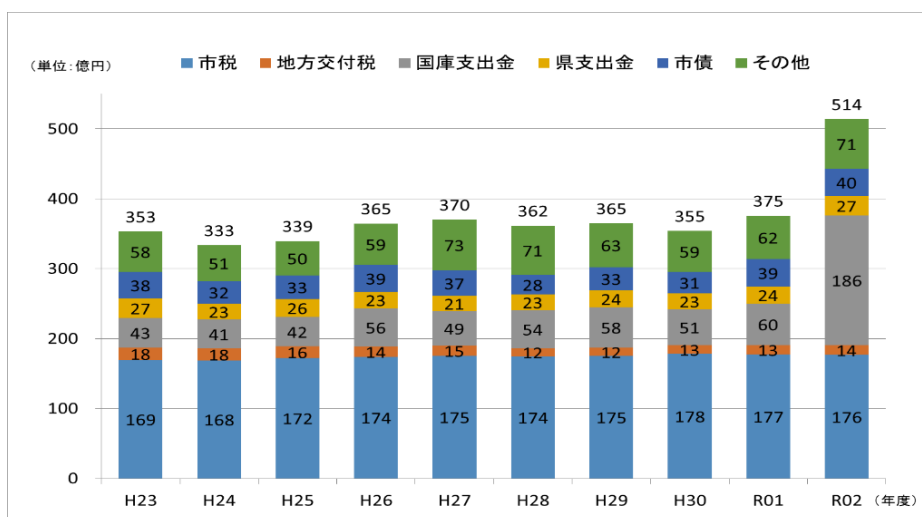
歳入においては、本市の歳入の根幹をなす市税が、令和2年度決算において前年度を約8,418万円下回る176億3,639万円で0.5%の減少となりました。一方、新型コロナウイルス感染症対策として特別定額給付金や地方創生臨時交付金等により合計約186億円の国庫支出金が交付されたことで、例年よりも歳入額が大きく増加しています。

歳出においては、少子高齢化等によって義務的経費である扶助費が年々増加し、他の経費を圧迫しています。

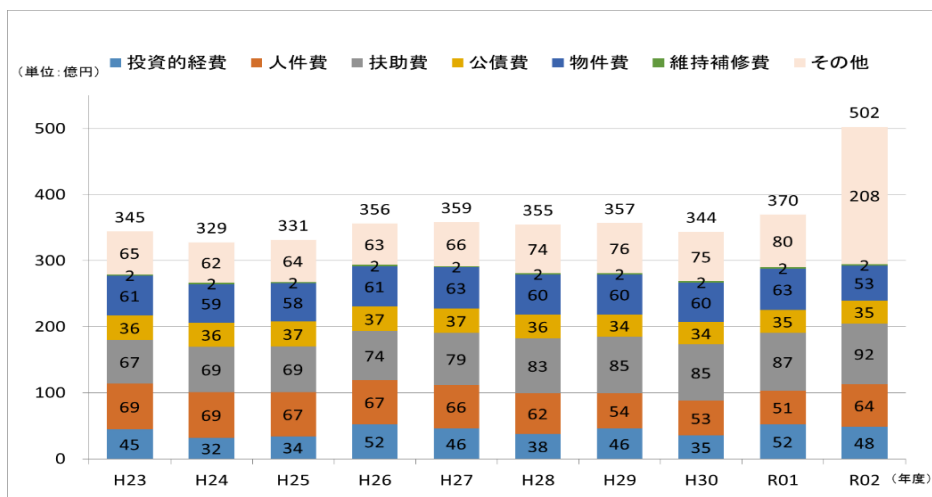
今後、歳出におけるこの傾向は、さらに続くと思われ、加えて、施設やインフラの計画的な維持保全による長寿命化など、公共施設等に要する費用も必要であることから、生産年齢人口の減少、少子高齢化という社会構造の変化を踏まえた移住定住施策、働く場の創造等による自主財源の確保が必須であり、持続的発展に向けた行政経営が求められています。

ア 歳入状況の推移（普通会計）

※歳入・歳出状況は各年度の決算額



イ 歳出状況の推移（普通会計）



(2) 財政健全化法における指標

ア 令和2年度健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (赤字なし)	— (赤字なし)	5.3%	29.2%
早期健全化基準	12.33%	17.33%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

イ 令和2年度資金不足比率

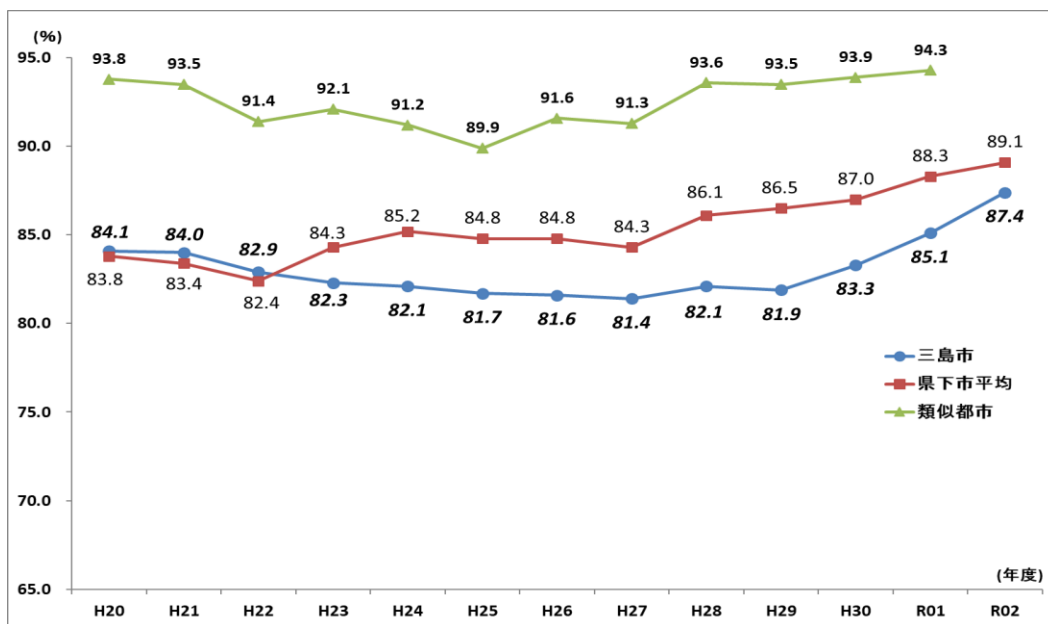
会計名	三島市	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

※資金不足が発生している会計はありません。

(3) 経常収支比率

歳出総額から臨時的経費を除外した経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合であり、市税、地方交付税を中心とする経常的一般財源収入が、人件費、扶助費等のような容易に縮減することの困難な経常的経費に対し、どの程度充当されているか、その大きさにより財政構造の弾力性を判断しようとするもので、低いほど弾力性に富んでいるといえます。

・経常収支比率の推移（普通会計）



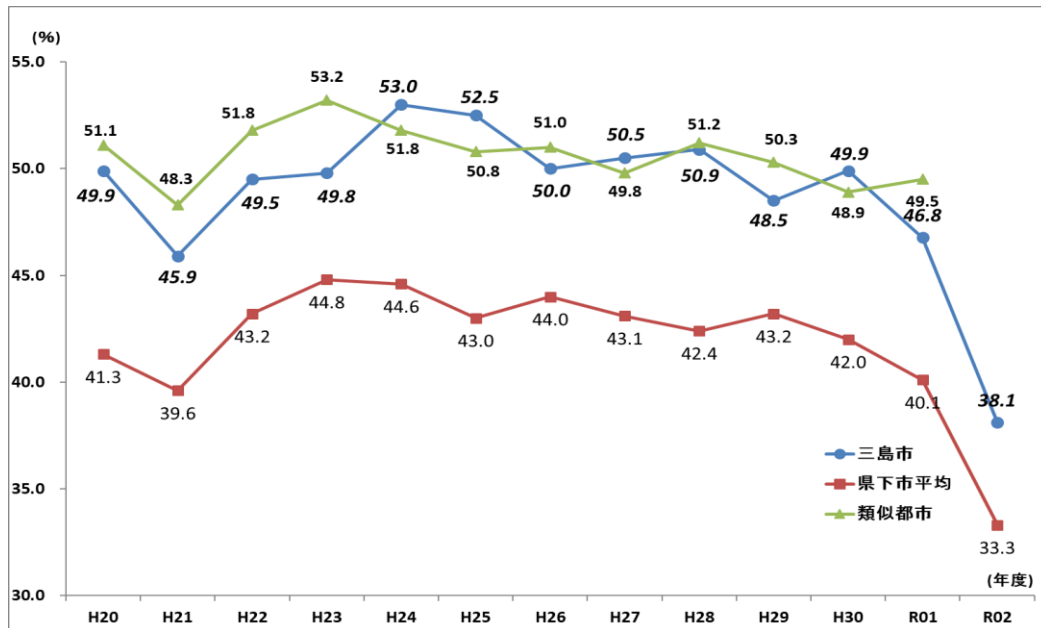
※県下市平均は、政令指定都市を除く21市の平均値。以下、同様。

(4) 義務的経費比率

義務的経費とは地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない生活保護費などの扶助費、借入金の返済金の公債費、職員給与等の人件費からなります。歳出総額に占める義務的経費の割合を義務的経費比率と言います。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策として特別定額給付金等を支出したことにより、相対的に比率が大きく下がっています。

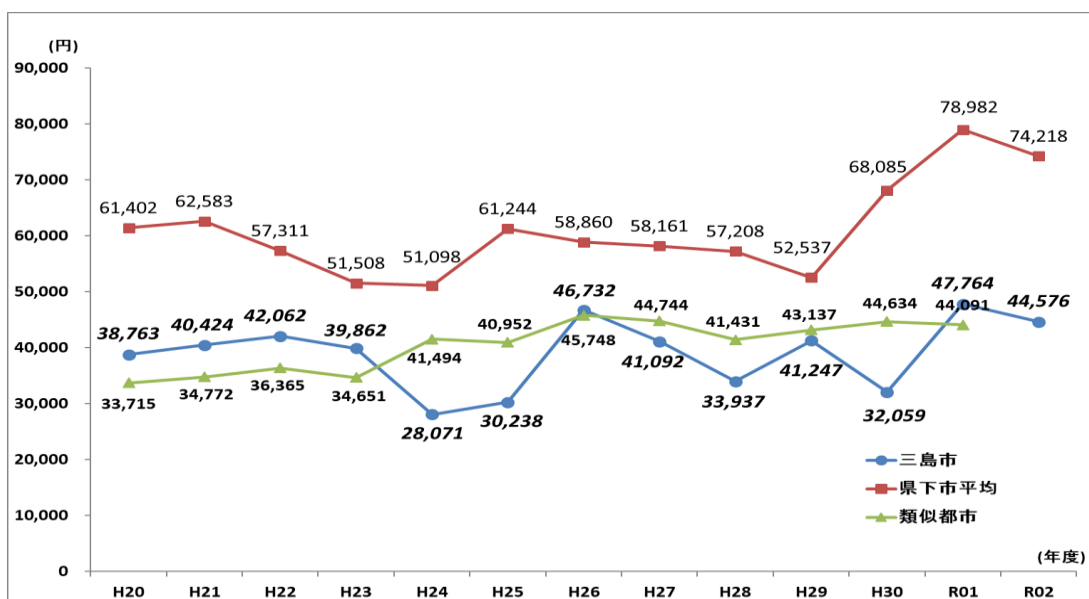
・ 義務的経費比率の推移（普通会計）



(5) 投資的経費

投資的経費とは、道路、橋梁、公園、学校、市営住宅の建設等社会資本の整備に要するものであり、支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

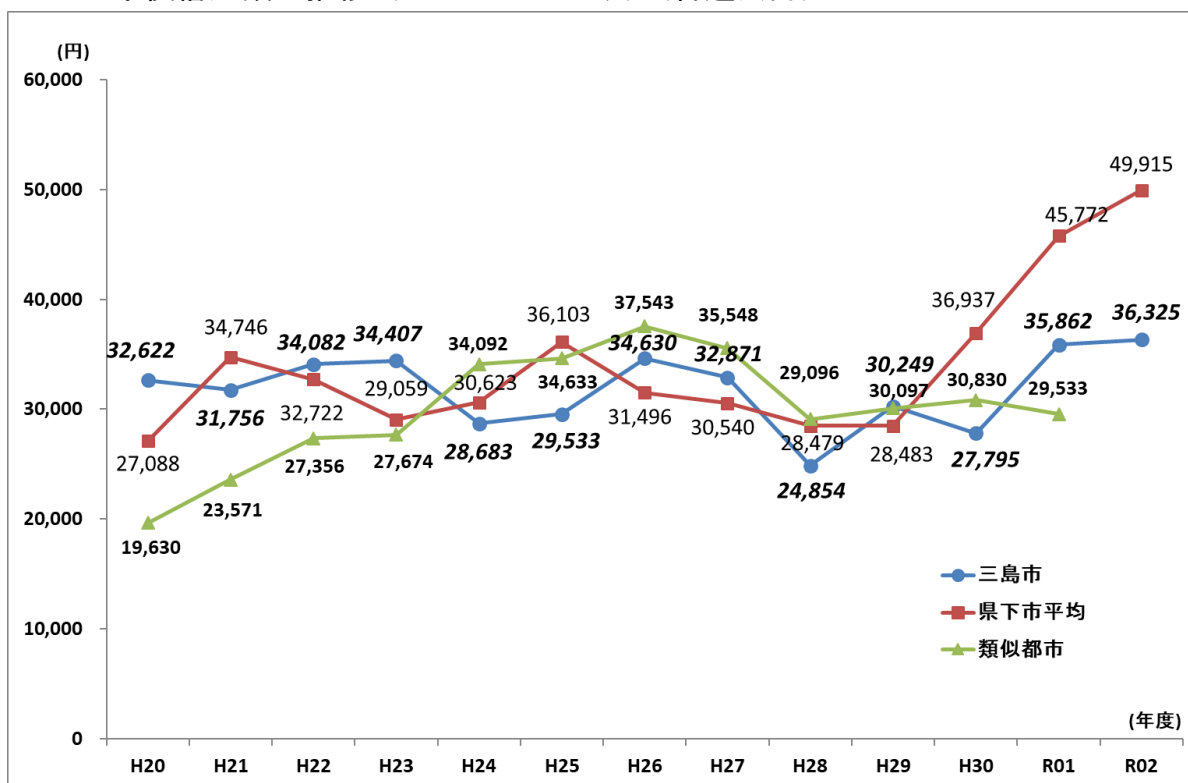
・ 投資的経費の推移（人口1人当たり）（普通会計）



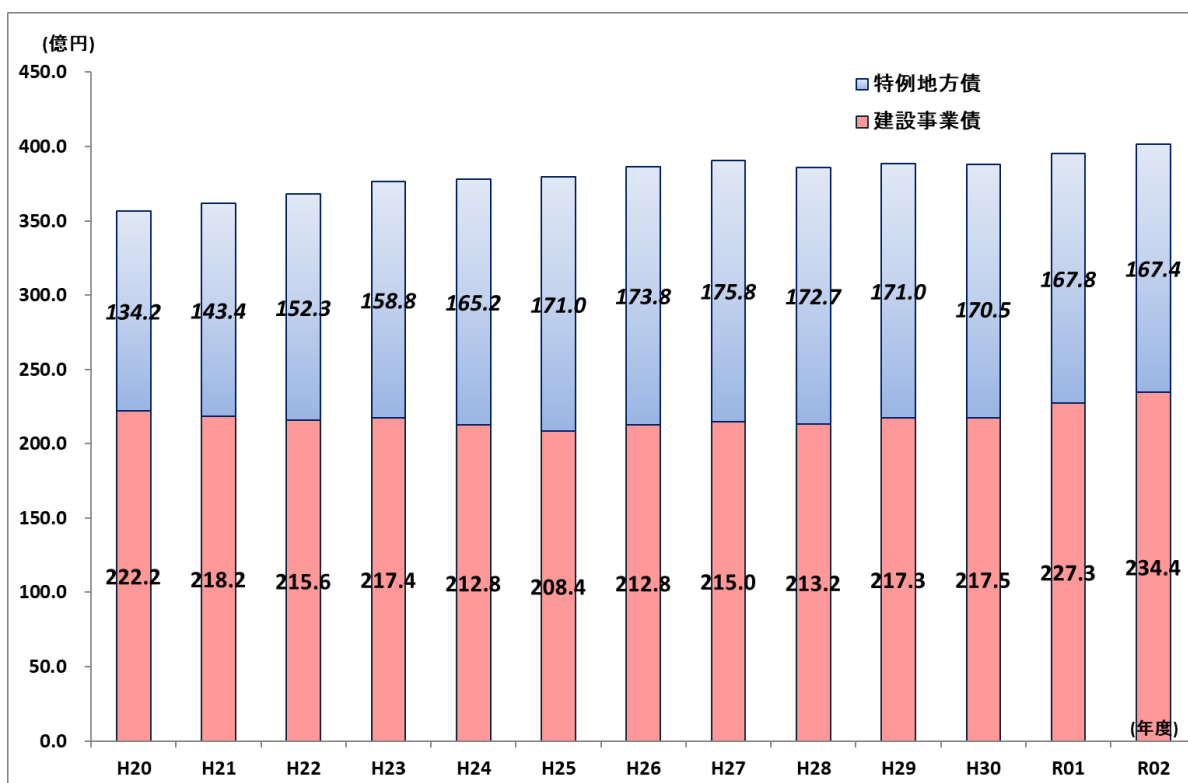
(6) 市債借入額

市債には世代間負担の公平性を図る機能があり、道路、学校の建設など市民生活に直結した公共工事などの財源として活用しています。

ア 市債借入額の推移（人口1人当たり）（普通会計）



イ 市債現在高の推移（普通会計）

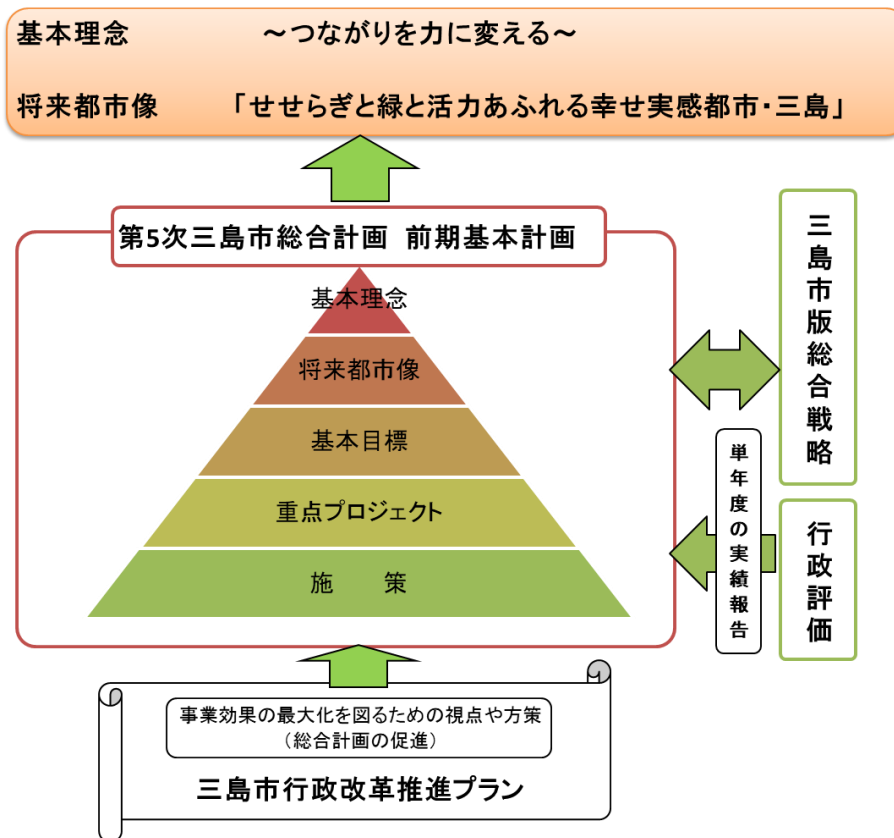


三島市行政改革推進プランの取組にあたっては、「第5次三島市総合計画（前期基本計画）」に掲げる基本目標6「共に創る持続的に発展するまち」との整合性を図りつつ推進することとします。

総合計画とは、市の計画の中でも最上位に位置付けられ、総合的、計画的な行政運営を進めていく上で指針となるものであり、「第5次三島市総合計画（前期基本計画）」に掲げる「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」という本市の将来都市像の実現を常に意識するとともに、総合計画に掲げた施策をより効率的・効果的に推進するための一手段として行政改革を実施すべきものであると考えます。

総合計画の着実な推進を図るため、本推進プランを基に、新技術を積極的に活用した「スマート市役所」の取組や持続可能な行政サービスの提供により、市民の満足度を高め、より効率的な行財政運営に関連する施策を着実に実行していくための行動指針として位置付けます。

・三島市行政改革推進プランの位置付け

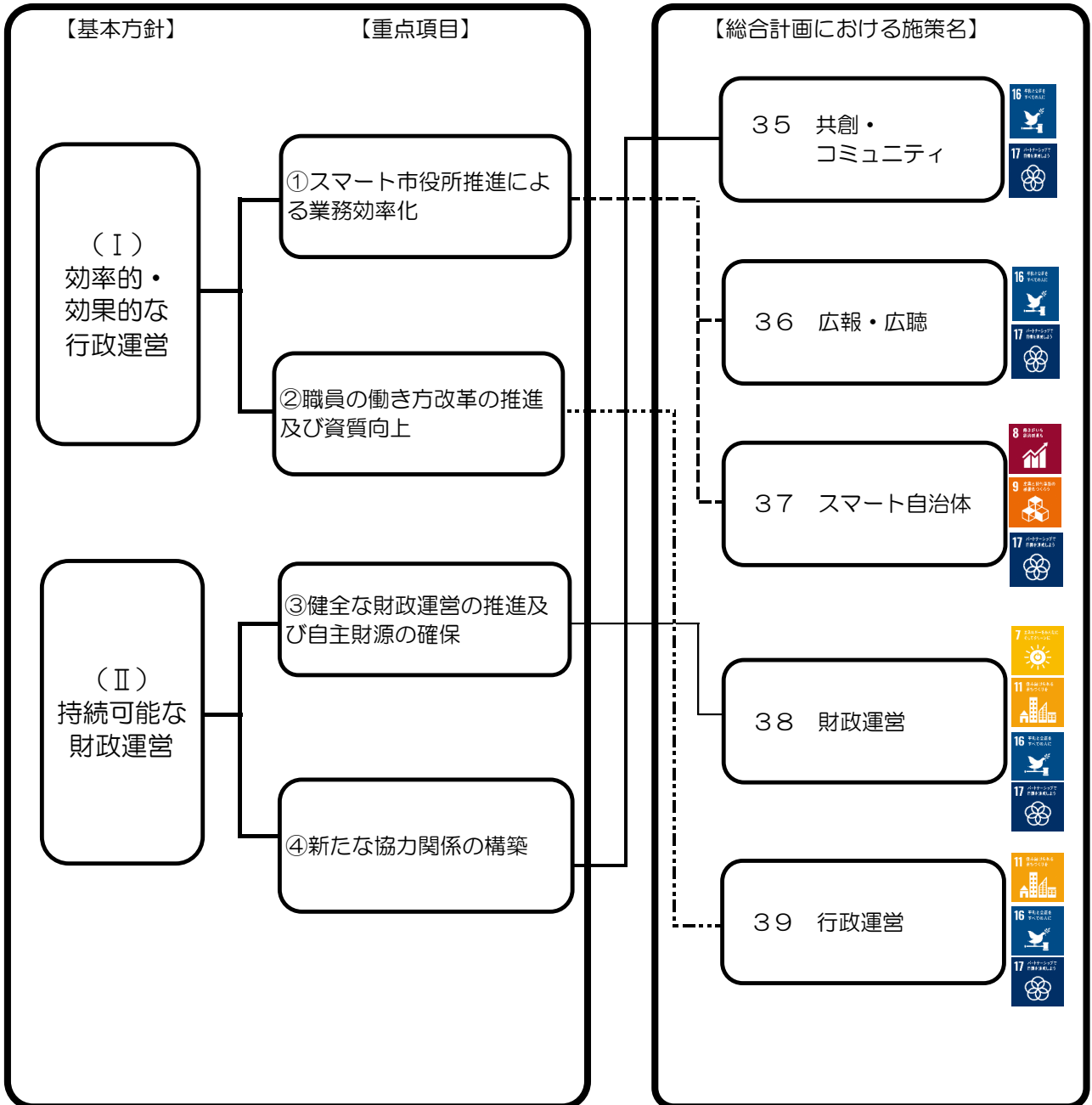


・計画の体系及び第5次三島市総合計画前期基本計画（基本目標6）との関連図

三島市行政改革推進プランにおける体系図及び
第5次三島市総合計画前期基本計画（基本目標6）との関連図

三島市行政改革推進プラン体系図

第5次三島市総合計画前期基本計画
基本目標6
「共に創る持続的に発展するまち」



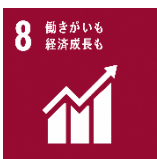
※基本目標6のほか、行政改革の取組に該当する個別施策については、適宜個別取組項目に盛り込むこととします。

平成 27 年 (2015 年) から令和 12 年 (2030 年) までの長期的な開発の指針として定められた「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本推進プランの個別取組項目との関連により、「誰ひとり取り残さない」としている SDGs の各目標の達成に向けて、本市として寄与していくことを明確化し、事業や取組にその要素を反映させることで持続可能な社会の実現を目指していきます。

■三島市行政改革推進プランの取組に該当する SDGs の開発目標



■**エネルギーをみんなにそしてクリーンに**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



■**働きがいも経済成長も**
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



■**産業と技術革新の基盤をつくろう**
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



■**住み続けられるまちづくりを**
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



■**平和と公平をすべての人に**
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



■**パートナーシップで目標を達成しよう**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

基本方針 I 効率的・効果的な行政運営

先端技術で経済発展と社会的課題の解決を図る Society5.0 社会などの実現を目指す「三島市スマート市役所宣言」や、国の策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、AIなどの先端技術やデジタルデータを活用した「デジタルファースト」により行政手続きのオンライン化など迅速、便利で、質の高い行政サービスの提供と業務効率化を両立した行政改革を推進します。

また、多様化、複雑化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供し続けるため、「職員（人財）」が資本との考えから、職員研修をはじめとした人材育成や職員の適正配置を推進します。

重点項目 1 スマート市役所推進による業務効率化

- (1) 先端技術やデジタルデータの活用による業務の効率化及び生産性の向上を図り、行政サービスの更なる向上に努めます。
- (2) 国の方針に従い、自治体情報システムの標準化・共通化や、マイナンバーカードを活用したオンライン申請等の積極的な導入により、便利かつ迅速な行政サービスを市民に提供するよう努めます。

重点項目 2 職員の働き方改革の推進及び資質向上

- (1) より効率的かつ生産性の高い行政運営を進めるため、研修等を通じ職員一人ひとりの資質の向上を図るとともに、常に変化する社会情勢に柔軟に対応し、積極的に行動できる職員の育成に努めます。
- (2) 職員の健康に配慮し、業務量に見合った職員数を配置するとともに、職員と組織全体の能力を向上させる人事評価制度の運用により、適正な人事管理に努めます。
- (3) ポストコロナを見据えたテレワークの施行やオンライン会議の実施等、より生産性の高い行政運営に努めます。

基本方針Ⅱ 持続可能な財政運営

人口減少、少子・高齢化社会が進展するなか、将来にわたり安定した行政サービスを提供し続けるためには、中長期的視野のもとに、適正で持続可能な財政運営を行う必要があります。社会経済情勢の動向を的確に把握し、自主財源を確保する施策の展開とともに、時代の変化に対応した事業の選択と集中により、最小の経費で最大の効果をあげるべく、歳出の抑制に努めます。

また、公共施設マネジメントにおいては、効率的で身の丈に合った財政運営を基本とし、市民ニーズを的確に捉えながら、適正規模を把握し、長期的視点で公共施設のスリム化や長寿命化を行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図ります。

重点項目 3 健全な財政運営の推進及び自主財源の確保

- (1) 安定した行政運営を行うためには、自主性・自立性の高い健全な財政運営に努める必要があることから、税収増につながる施策の推進のみならず、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の適正化や、ふるさと納税事業の充実、クラウドファンディングの活用を取組を進めます。
- (2) 公共施設の維持管理コストの軽減や平準化を図るため、市民ニーズを踏まえた統廃合や複合化による総量の削減、公共施設保全計画におけるPDCAサイクルに基づいた計画的な改修・修繕による長寿命化を進めるとともに、市民サービスの維持向上を図るため、民間活力を活用した包括管理委託の導入検討などを進めます。

重点項目 4 新たな協力関係の構築

- (1) 人口減少・少子高齢化の進展、市民ニーズが複雑・多様化する中で、市民やNPO、事業者が互いに連携・協力し、個々の持つ知識や経験を最大限に活かし、目標設定や提供する価値を共に考え、創り上げる「共創」の取組を推進します。

(1) 推進期間

令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(2) 推進体制**ア 行政改革推進本部**

全庁的に行政改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革の進捗状況を調査点検し、重点項目の達成に向けて進行管理を行います。

イ 行政改革市民懇話会

行政改革の進捗状況結果について、意見を交換し、行政改革推進本部に対し必要な助言をいただきます。

(3) 改革の計画的な実施

本推進プランに具体的な取組となる個別取組項目を掲載し、改革の実施に当たっては、より実効性のあるものとするためPDCAサイクルによる見直しを行い、継続的な改善に努めます。

(4) 進捗状況等の公表

三島市行政改革推進プランの各取組に対する進捗状況は、行政改革市民懇話会に報告し、市ホームページ等により公表します。

7

個別取組項目

取組内容一覧

重点項目	取組番号	取組内容	主担当課
1 スマート市役所 推進による業務 効率化	1	自治体情報システムの標準化・共通化	広報情報課
	2	行政手続のデジタル化	広報情報課
	3	AI や RPA などの ICT の活用	広報情報課
	4	文書管理・電子決裁システムの導入	広聴文書課
	5	キャッシュレス決済の導入	広報情報課
2 職員の働き方改 革の推進及び資 質向上	6	庁内会議の効率化	政策企画課
	7	職員研修計画に基づく各種研修の実施	人事課
	8	時間外勤務の縮減	人事課
	9	職員のテレワーク実施	人事課
	10	職員の適正配置	人事課
3 健全な財政運営 の推進及び自主 財源の確保	11	公共施設保全計画に基づく計画的な維持 保全	公共財産保全課
	12	新庁舎建設の検討	公共財産保全課
	13	市債残高の抑制	財政課
	14	進出企業の誘致	企業立地推進課
	15	市外からの移住促進	政策企画課
	16	クラウドファンディングの推進	財政課
	17	ふるさと納税の推進	財政課
	18	企業版ふるさと納税の推進	政策企画課
4 新たな協力関係 の構築	19	共創による公民連携の推進	政策企画課
	20	指定管理者制度の推進及び包括管理委託 の導入検討	政策企画課 公共財産保全課

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	1 スマート市役所推進による業務効率化				主担当課	広報情報課	
取組内容	自治体情報システムの標準化・共通化				取組番号	1	
取組理由				到達目標			
①標準準拠システム利用によるコスト削減、ベンダーロックインの解消 ②行政サービス・住民の利便性向上 ③行政運営の効率化				自治体における人的・財政的負担の軽減、及び住民の利便性向上			
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	標準仕様との比較		標準仕様との分析		移行テスト		17業務の標準仕様に準拠したシステムの本稼働
取組概要	文字同定作業、移行計画作成		移行調査、移行作業		移行作業		標準準拠システム稼働
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	1 スマート市役所推進による業務効率化				主担当課	広報情報課	
取組内容	行政手続のデジタル化				取組番号	2	
取組理由				到達目標			
市民サービス向上、庁内事務の効率化を目的として、書類提出・電話による手続きのデジタル化、および受付データを業務システムに接続する手法を検討する。				<ul style="list-style-type: none"> 対面不要なすべての行政手続きに電子申請導入 電子申請データと業務システムの連携を50%の手続きに適用 			
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	電子申請導入率25% 業務システム接続手続き数26	電子申請導入率50%	電子申請導入率75% 業務システム接続率25%	電子申請導入率100% 業務システム接続率50%			
取組概要	電子申請導入可能手続きの洗い出し、および随時導入 国指定26手続きについて電子申請と業務システムを接続する	電子申請随時導入 接続先業務システム洗い出し	電子申請随時導入 業務システムへ随時接続開始	電子申請随時導入 業務システムへ随時接続開始			
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	1 スマート市役所推進による業務効率化				主担当課	広報情報課	
取組内容	AIやRPAなどのICTの活用				取組番号	3	
取組理由				到達目標			
少子高齢化の進展による税収減・社会保障費の増大による厳しい財政状況下において、質の高い公共サービスの提供を維持するため、AIやRPAなどのICTを活用した業務の効率化を図る。				RPAやAI-OCRなどICTを活用して効率化された業務数が令和3年度末で累計9業務であるところ、令和7年度末までに累計30業務とする。			
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	効率化された業務数（累計）：14業務	効率化された業務数（累計）：19業務	効率化された業務数（累計）：24業務	効率化された業務数（累計）：30業務			
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・RPAやAI-OCRなどを適用可能な業務の調査 ・適用可能な業務へのRPA・AI-OCRなどの適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・RPAやAI-OCRなどを適用可能な業務の調査 ・適用可能な業務へのRPA・AI-OCRなどの適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・RPAやAI-OCRなどを適用可能な業務の調査 ・適用可能な業務へのRPA・AI-OCRなどの適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・RPAやAI-OCRなどを適用可能な業務の調査 ・適用可能な業務へのRPA・AI-OCRなどの適用 			
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	1 スマート市役所推進による業務効率化	主担当課	広聴文書課
------	---------------------	------	-------

取組内容	文書管理・電子決裁システムの導入	取組番号	4
------	------------------	------	---

取組理由	到達目標
<p>業務のデジタル化を推進するため、電子決裁機能が搭載された文書管理システムを導入する。これにより、一般文書（会計伝票を除く。）の起案、決裁、保存、廃棄など公文書のライフサイクルの全過程を電子的に管理することにより、紙媒体の文書を保管するキャビネットや文書庫の省スペース化を図ることや当該システムの電子決裁機能により出先機関の職員が本庁舎に来庁して起案文書を持ち回らずに済むなど事務の効率化及び省力化に資する取り組みを行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務の効率化及び省力化 2 保存文書のペーパーレス化 3 事務所及び文書庫の省スペース化

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度目標	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理・電子決裁システムの導入に向けた調査・研究 ・他市の導入事例等の調査 ・庁内ルールの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理・電子決裁システムの導入に係る事業者の選定 ・庁内ルールの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書取扱規程の改正など、庁内ルールを定める。 ・当該システムを10月までに導入し、運用を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理・電子決裁システムの運用を継続していく。
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル戦略室等の職員と連携し、当該システムの導入に向けて調査・研究する。 ・公文書の電子化に対応した文書取扱規程など、庁内ルールについて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者公募要項を作成し、プロポーザル方式により事業者を選定する。 ・事業者及びデジタル戦略室等の職員と連携し、当該システムの初期構築を図る。 ・公文書の電子化に対応した文書取扱規程など、庁内ルールについて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及びデジタル戦略室等の職員と連携し、初期構築を図る。 ・文書取扱規程を改正する。 ・システム操作等について職員研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新人職員等を対象とした操作研修を行う。

	実績	評価	実績	評価	実績	評価	実績	評価
課題								
対応								

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	1 スマート市役所推進による業務効率化				主担当課	広報情報課	
取組内容	キャッシュレス決済の導入				取組番号	5	
取組理由				到達目標			
新型コロナウイルスへの感染防止を目的とした非接触ニーズの高まりを受けて民間消費支出に占めるキャッシュレス決済の割合が増加している中、行政機関においても窓口業務や公共施設のキャッシュレス化を進め、利用者の利便性向上と業務の効率化をはかる。				<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務課（市民課、課税課、市税収納課） ・公共施設（楽寿園、生涯学習センター、清掃センター） ・スポーツ推進課（体育館）、文化振興課（三島市民文化会館） におけるキャッシュレス決済環境の構築			
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	市民課窓口のキャッシュレス化	<ul style="list-style-type: none"> ・その他窓口業務課のキャッシュレス化 ・公共施設のキャッシュレス化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のキャッシュレス化 ・指定管理施設のキャッシュレス化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設のキャッシュレス化 			
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス化導入対象施設、決済手段の検討 ・関係例規の確認、改正 ・決済端末のテスト導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・決済端末の追加導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・決済端末の追加導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・決済端末の追加導入 			
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	2 職員の働き方改革の推進及び資質向上	主担当課	政策企画課
------	---------------------	------	-------

取組内容	庁内会議の効率化	取組番号	6
------	----------	------	---

取組理由	到達目標
<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、対面での会議が困難となったことで、オンライン会議や書面開催など、これまでの会議のあり方が改めて見直される契機となっている。</p> <p>また、会議時間等の短縮による職員の生産性向上や、会議の完全ペーパーレス化など、限られた人員、資源の中で最大の効果を発揮するためのより効果的・効率的な新たな会議の仕組みについて検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催時間の15%縮減 ・ 会議録作成に要する時間の10%縮減 ・ 庁内会議の完全ペーパーレス化

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度目標	現状の把握 共通議事録フォーマットの作成	会議開催時間の5%縮減（令和4年度比） 共通議事録フォーマットの導入 庁内会議の50%をペーパーレス化	会議開催時間の10%縮減 会議録作成時間の5%縮減 （令和4年度比） 庁内会議の75%をペーパーレス化	会議開催時間の15%縮減 会議録作成時間の10%縮減 （令和4年度比） 庁内会議の完全ペーパーレス化
取組概要	会議に要する時間、労力等の基礎調査 共通議事録フォーマットの検討 ペーパーレス会議システムの周知 オンライン会議の積極的な活用	議事録作成支援システムの活用周知 会議のあり方職員研修開催 ペーパーレス会議システムの周知 オンライン会議の積極的な活用	議事録作成支援システムの活用周知 会議のあり方職員研修開催 ペーパーレス会議システムの周知 オンライン会議の積極的な活用	議事録作成支援システムの活用周知 会議のあり方職員研修開催 ペーパーレス会議システムの周知 オンライン会議の積極的な活用

	実績	評価		実績	評価		実績	評価

課題				
対応				

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	2 職員の働き方改革の推進及び資質向上				主担当課	人事課	
取組内容	職員研修計画に基づく各種研修の実施				取組番号	7	
取組理由					到達目標		
人事評価制度と人材育成を関連づけた人材育成基本方針を平成19年度に策定しました。令和3年3月には、「組織は人なり」の考えのもと、組織（三島市）の最も重要な財産であり、資産でもある職員を人財（人材）と考え、表記の変更と内容を一部改定をし、この改正後の人材育成基本方針を踏まえ、時代の要請に基づく職員研修を今後も進めていく必要がある。					研修を受講した職員の理解度（理解度4.5以上）		
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	理解度4.3	理解度4.4	理解度4.4	理解度4.4	理解度4.4	理解度4.5	理解度4.5
取組概要	研修計画に基づく各種研修の実施	研修計画に基づく各種研修の実施	研修計画に基づく各種研修の実施	研修計画に基づく各種研修の実施	研修計画に基づく各種研修の実施	研修計画に基づく各種研修の実施	研修計画に基づく各種研修の実施
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	2 職員の働き方改革の推進及び資質向上				主担当課	人事課	
取組内容	時間外勤務の縮減				取組番号	8	
取組理由					到達目標		
働き方改革の一環として、労働基準法が改正となり、時間外労働時間の上限規制ができた。 時間外勤務の上限は、原則、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事業があって、労使合意がある場合、年720時間、複数月平均80時間、月100時間未満を超えることができない。また、原則45時間を超えることができるのは年間6カ月までである。					年間360時間以上の時間外労働を行う職員を0とする。		
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	年間360時間以上の時間外勤務を行う職員を全体の3%以内とする	年間360時間以上の時間外勤務を行う職員を全体の2%以内とする	年間360時間以上の時間外勤務を行う職員を全体の1%以内とする	年間360時間以上の時間外勤務を行う職員を全体の0%以内とする			
取組概要	ノー残業デー（毎週水曜日）の周知を毎週実施する。（MIS） 労働時間を把握するため、幼稚園にタイムレコーダーを各4台設置する。	ノー残業デー（毎週水曜日）の周知を毎週実施する。（MIS） 労働時間を把握するため、幼稚園にタイムレコーダーを各2台設置する。	ノー残業デー（毎週水曜日）の周知を毎週実施する。（MIS） 各所属所において、独自のノー残業デー、ウィーク等を設けて実施する。	ノー残業デー（毎週水曜日）の周知を毎週実施する。（MIS） 各所属所において、独自のノー残業デー、ウィーク等を設けて実施する。			
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	2 職員の働き方改革の推進及び資質向上				主担当課	人事課	
取組内容	職員のテレワーク実施				取組番号	9	
取組理由					到達目標		
職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現や業務効率の向上を図ること、また、新型インフルエンザ等の感染症流行時における市の業務継続計画を円滑に実施することを目的とし、下記により、在宅勤務制度を試行実施します。					在宅勤務制度の整備		
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	全庁的に在宅勤務の試行を行う （試行実施者10人以上）	全庁的に在宅勤務の試行を行う （試行実施者30人以上）	全庁的に在宅勤務の試行を行う （試行実施者30人以上）	在宅勤務制度の整備 （試行実施者40人以上）	在宅勤務制度の整備 （試行実施者40人以上）	在宅勤務制度の実施 （試行実施者50人以上）	在宅勤務制度の実施 （試行実施者50人以上）
取組概要	在宅勤務を実施した職員について検証していく。 プロジェクト委員会で検討する。	在宅勤務を実施した職員について検証していく。 プロジェクト委員会で検討する。	在宅勤務を実施した職員について検証していく。 プロジェクト委員会で検討する。	在宅勤務を実施した職員について検証していく。 プロジェクト委員会で検討する。	在宅勤務を実施した職員について検証していく。 プロジェクト委員会で検討する。	在宅勤務の職員への周知 （イントラネット等） 在宅勤務の実施。	在宅勤務の職員への周知 （イントラネット等） 在宅勤務の実施。
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	2 職員の働き方改革の推進及び資質向上				主担当課	人事課		
取組内容	職員の適正配置				取組番号	10		
取組理由					到達目標			
三島市行政改革実施計画（集中改革プラン）により、平成18年度から令和2年度までに職員数を180以上削減した。一方で、権限委譲、ウィズコロナ・アフターコロナに係る業務、AIやRPAなどの先端技術の導入やDXの推進による業務の効率化、定年延長等、地方自治体を取り巻く環境の変化に対応できるよう、職員を適正に配置することにより市民サービスの向上を図る。					勤務状況等を分析しながら、業務内容や業務量に応じた職員の配置に努める。			
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
年度目標	職員配置の見直し		職員配置の見直し		職員配置の見直し		職員配置の見直し	
取組概要	勤務状況の分析 ・ 時間外勤務時間数 ・ 休暇取得率 ・ 健診結果など 人事評価制度の実施		勤務状況の分析 ・ 時間外勤務時間数 ・ 休暇取得率 ・ 健診結果など 人事評価制度の実施		勤務状況の分析 ・ 時間外勤務時間数 ・ 休暇取得率 ・ 健診結果など 人事評価制度の実施		勤務状況の分析 ・ 時間外勤務時間数 ・ 休暇取得率 ・ 健診結果など 人事評価制度の実施	
実績		評価		実績		評価		
課題								
対応								

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	3健全な財政運営の推進及び自主財源の確保	主担当課	公共財産保全課
------	----------------------	------	---------

取組内容	公共施設保全計画に基づく計画的な維持保全	取組番号	11
------	----------------------	------	----

取組理由	到達目標
昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備された公共施設が老朽化し、一斉に建替えや改修時期を迎えることから、財政的な負担の増加が懸念されている。また、市民ニーズの多様化が進み、公共施設に求められる役割が大きく変化している。このことから、市民ニーズを踏まえた施設の複合化や統廃合を進めるとともに、長寿命化による計画的な維持保全を行い、財政負担の軽減や平準化を図る。	公共施設保全計画に基づいた公共施設の複合化や統廃合、計画的な維持保全による長寿命化等を実施することで、今後30年間で必要とされる費用、約863億円（年間約28.8億円）を298億円削減し、565億円（年間約18.8億円）とする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度目標	維持管理等に係る経費上限額 2,042,214千円 <small>（総合管理計画年度平均額：1,885,399千円）</small>	維持管理等に係る経費上限額 2,120,991千円 <small>（総合管理計画年度平均額：1,885,399千円）</small>	維持管理等に係る経費上限額 1,988,794千円 <small>（総合管理計画年度平均額：1,885,399千円）</small>	維持管理等に係る経費上限額 2,152,718千円 <small>（総合管理計画年度平均額：1,885,399千円）</small>
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の統廃合、複合化等の取組支援 • 全施設の改修等の管理 • 施設情報の一元管理 • 総合管理計画の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の統廃合、複合化等の取組支援 • 全施設の改修等の管理 • 施設情報の一元管理 • 総合管理計画の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の統廃合、複合化等の取組支援 • 全施設の改修等の管理 • 施設情報の一元管理 • 総合管理計画の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の統廃合、複合化等の取組支援 • 全施設の改修等の管理 • 施設情報の一元管理 • 総合管理計画の進捗管理

	実績	評価		実績	評価		実績	評価

課題				
対応				

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	3健全な財政運営の推進及び自主財源の確保				主担当課	公共財産保全課					
取組内容	新庁舎建設の検討				取組番号	12					
取組理由				到達目標							
庁舎の老朽化及び分散配置されている庁舎の機能的な課題等を克服するため				令和13年4月の新庁舎供用開始							
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度					
年度目標	基本構想		基本構想・基本計画策定		基本計画策定		基本設計				
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想策定支援業務委託 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想策定支援業務委託 ・基本計画策定業務委託 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定業務委託 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計業務委託 				
実績		評価		実績		評価		実績		評価	
課題											
対応											

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	3健全な財政運営の推進及び自主財源の確保				主担当課	財政課	
取組内容	市債残高の抑制				取組番号	13	
取組理由				到達目標			
市債の発行は、後世においても使用する公共施設の建設等に要する財源として、負担の公平性と、住民サービスの充実等の観点から必要なものだが、健全な財政運営をしていくためには、自主財源の確保のみならず、市債残高にも留意しなければならない。				公共施設の老朽化等に伴うファシリティマネジメント関連の施設改修など、今後において、相応の発行が必要となることも考慮しつつ、特別な事情を除き、適債性のある事業について発行の可否を判断し、償還元金を下回る発行額に努める。			
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	当初予算における市債残高の前年度比減	当初予算における市債残高の前年度比減	当初予算における市債残高の前年度比減	当初予算における市債残高の前年度比減	当初予算における市債残高の前年度比減	当初予算における市債残高の前年度比減	当初予算における市債残高の前年度比減
取組概要	国補助絡みの避けることが難しい増額など、出来得る限り他の発行可能事業との調整を行い、総体的な発行の抑制	国補助絡みの避けることが難しい増額など、出来得る限り他の発行可能事業との調整を行い、総体的な発行の抑制	国補助絡みの避けることが難しい増額など、出来得る限り他の発行可能事業との調整を行い、総体的な発行の抑制	国補助絡みの避けることが難しい増額など、出来得る限り他の発行可能事業との調整を行い、総体的な発行の抑制	国補助絡みの避けることが難しい増額など、出来得る限り他の発行可能事業との調整を行い、総体的な発行の抑制	国補助絡みの避けることが難しい増額など、出来得る限り他の発行可能事業との調整を行い、総体的な発行の抑制	国補助絡みの避けることが難しい増額など、出来得る限り他の発行可能事業との調整を行い、総体的な発行の抑制
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	3健全な財政運営の推進及び自主財源の確保				主担当課	企業立地推進課		
取組内容	進出企業の誘致				取組番号	14		
取組理由				到達目標				
企業誘致は、新たな税収の確保、地域の雇用創出など、行政運営や地域経済にさまざまな波及効果が期待できる。このため、製造業や研究所、物流施設などの企業誘致のほか、ファルマバレープロジェクト関連企業やサテライトオフィス等事業所の誘致を積極的に推進していく。				企業を誘致した件数 71社（平成18年度からの累計）				
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
年度目標	62社		65社		68社		71社	
取組概要	年間3社誘致		年間3社誘致		年間3社誘致		年間3社誘致	
実績		評価		実績		評価		
課題								
対応								

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

	重点項目	3健全な財政運営の推進及び自主財源の確保				主担当課	政策企画課	
	取組内容	市外からの移住促進				取組番号	15	
	取組理由				到達目標			
	三島市では人口の社会減が続いており、その主な原因は東京都や神奈川県など首都圏を中心とした県外への転出超過になっており、特に若い世代の転出超過が顕著である。そのため、若い世代にとって魅力あるまちづくりや子育て環境の充実により、若年層やファミリー層の移住・定住を促進し、地域の活力の維持と自主財源となる市税の確保を図る。				移住相談を通じた移住者数 (R4-7累計) 100人 ※対象となる相談は過去3年間遡る			
	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
年度目標	移住相談を通じた移住者数 25人	移住相談を通じた移住者数 25人		移住相談を通じた移住者数 25人		移住相談を通じた移住者数 25人		
取組概要	官民連携による移住促進の取組 移住アンバサダーによる魅力発信 補助金による移住の促進	官民連携による移住促進の取組 移住アンバサダーによる魅力発信 補助金による移住の促進		官民連携による移住促進の取組 移住アンバサダーによる魅力発信 補助金による移住の促進		官民連携による移住促進の取組 移住アンバサダーによる魅力発信 補助金による移住の促進		
	実績	評価	実績	評価	実績	評価	実績	評価
課題								
対応								

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	3 健全な財政運営の推進及び自主財源の確保				主担当課	財政課		
取組内容	クラウドファンディングの推進				取組番号	16		
取組理由				到達目標				
健全な財政運営をしていくためには、自主財源をいかに確保していくかが重要であり、その一つの手段として、クラウドファンディング推進事業により、寄附金を募る。ほぼ返礼品目的のふるさと納税と違い、その募集主旨に共感した方の寄附が中心となることから、本来の寄附に近く、歳出経費も少ない。				いかに賛同が得られる事業を対象とするかが鍵となるため、予算要求時等において、積極的な呼びかけを行い、一つでも多くの事業にクラウドファンディングを結び付ける。				
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
年度目標	対象事業の拡大		対象事業の拡大		対象事業の拡大		対象事業の拡大	
取組概要	予算要求時等における ・積極的な呼びかけ ・対象事業のマッチング		予算要求時等における ・積極的な呼びかけ ・対象事業のマッチング		予算要求時等における ・積極的な呼びかけ ・対象事業のマッチング		予算要求時等における ・積極的な呼びかけ ・対象事業のマッチング	
実績		評価		実績		評価		
課題								
対応								

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	3 健全な財政運営の推進及び自主財源の確保				主担当課	財政課		
取組内容	ふるさと納税の推進				取組番号	17		
取組理由				到達目標				
健全な財政運営をしていくためには、自主財源をいかに確保していくかが重要であり、その一つ的手段として、ふるさと納税推進事業により、寄附金を募る。しかし寄附金をいただいても、寄附額の約半分は返礼品を含む歳出経費となることに加え、納税市民が他市町に寄付することによる市税流出もあることから、寄附の推進・増強に取り組まざるを得ない。				三島市の持続的な発展につなげる自主財源確保として、時代の流れ、寄附者のニーズに対応した積極的な取り組みを展開する。				
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
年度目標	寄附額の拡大		寄附額の拡大		寄附額の拡大		寄附額の拡大	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品メニューの増強 ・ 申込サイトの再考 ・ 広告等の再考 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品メニューの増強 ・ 申込サイトの再考 ・ 広告等の再考 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品メニューの増強 ・ 申込サイトの再考 ・ 広告等の再考 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品メニューの増強 ・ 申込サイトの再考 ・ 広告等の再考 	
実績		評価		実績		評価		
課題								
対応								

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	3健全な財政運営の推進及び自主財源の確保				主担当課	政策企画課	
取組内容	企業版ふるさと納税の推進				取組番号	18	
取組理由				到達目標			
<p>全国各地の地方創生の取り組みをさらに加速化させていくため、地方公共団体が行う地方創生事業に対して、民間企業から積極的な寄附を行っていただけるよう、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が平成28年4月に創設されました。</p> <p>三島市では、この制度を活用して企業の皆様からの寄附を募り、「住むなら三島・総合戦略 ～まち・ひと・しごと創生～」に掲げる取り組みのさらなる推進を図っていききたいと考えています。</p>				<p>企業版ふるさと納税を活用して実施した事業の累計件数：6件</p>			
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	企業版ふるさと納税を活用して実施する事業の提示件数：1件	企業版ふるさと納税を活用して実施する事業の提示件数：1件	企業版ふるさと納税を活用して実施する事業の提示件数：2件	企業版ふるさと納税を活用して実施する事業の提示件数：2件	企業版ふるさと納税を活用して実施する事業の提示件数：2件	企業版ふるさと納税を活用して実施する事業の提示件数：2件	企業版ふるさと納税を活用して実施する事業の提示件数：2件
取組概要	事業掘り起しのための内部での制度周知や市・国HPでの企業向け周知、連携協定締結事業者への呼びかけ等を行い、積極的に企業版ふるさと納税への寄附を募集していく。	事業掘り起しのための内部での制度周知や市・国HPでの企業向け周知、連携協定締結事業者への呼びかけ等を行い、積極的に企業版ふるさと納税への寄附を募集していく。	事業掘り起しのための内部での制度周知や市・国HPでの企業向け周知、連携協定締結事業者への呼びかけ等を行い、積極的に企業版ふるさと納税への寄附を募集していく。	事業掘り起しのための内部での制度周知や市・国HPでの企業向け周知、連携協定締結事業者への呼びかけ等を行い、積極的に企業版ふるさと納税への寄附を募集していく。	事業掘り起しのための内部での制度周知や市・国HPでの企業向け周知、連携協定締結事業者への呼びかけ等を行い、積極的に企業版ふるさと納税への寄附を募集していく。	事業掘り起しのための内部での制度周知や市・国HPでの企業向け周知、連携協定締結事業者への呼びかけ等を行い、積極的に企業版ふるさと納税への寄附を募集していく。	事業掘り起しのための内部での制度周知や市・国HPでの企業向け周知、連携協定締結事業者への呼びかけ等を行い、積極的に企業版ふるさと納税への寄附を募集していく。
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	4 新たな協力関係の構築				主担当課	政策企画課	
取組内容	共創による公民連携の推進				取組番号	19	
取組理由				到達目標			
<p>三島市では、質の高い市民サービスの提供や民間事業者の事業機会の創出、行政コストの見直しを行うため、市民・団体・企業・行政などが互いに連携・協力し、目標設定や提供する価値を設定段階から共に考える「共創」の取組を推進します。</p>				<p>共創の取り組みを庁内に浸透させ、市民・団体・企業・行政などが互いに連携・協力しあう体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共創リスト新規課題の累計提起件数：40件 ・民間企業からの累計提案件数：40件 			
令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
年度目標	共創リスト新規課題の提起件数：10件 民間企業からの提案件数：10件	共創リスト新規課題の提起件数：10件 民間企業からの提案件数：10件	共創リスト新規課題の提起件数：10件 民間企業からの提案件数：10件	共創リスト新規課題の提起件数：10件 民間企業からの提案件数：10件	共創リスト新規課題の提起件数：10件 民間企業からの提案件数：10件	共創リスト新規課題の提起件数：10件 民間企業からの提案件数：10件	共創リスト新規課題の提起件数：10件 民間企業からの提案件数：10件
取組概要	庁内で課題の抽出を行い、三島市の行政課題を共創リストとして提起する。 また、民間企業からの提案も募集し、共創リストとのマッチングを行い、協働・共創の取り組み件数を増やしていく。	庁内で課題の抽出を行い、三島市の行政課題を共創リストとして提起する。 また、民間企業からの提案も募集し、共創リストとのマッチングを行い、協働・共創の取り組み件数を増やしていく。	庁内で課題の抽出を行い、三島市の行政課題を共創リストとして提起する。 また、民間企業からの提案も募集し、共創リストとのマッチングを行い、協働・共創の取り組み件数を増やしていく。	庁内で課題の抽出を行い、三島市の行政課題を共創リストとして提起する。 また、民間企業からの提案も募集し、共創リストとのマッチングを行い、協働・共創の取り組み件数を増やしていく。	庁内で課題の抽出を行い、三島市の行政課題を共創リストとして提起する。 また、民間企業からの提案も募集し、共創リストとのマッチングを行い、協働・共創の取り組み件数を増やしていく。	庁内で課題の抽出を行い、三島市の行政課題を共創リストとして提起する。 また、民間企業からの提案も募集し、共創リストとのマッチングを行い、協働・共創の取り組み件数を増やしていく。	庁内で課題の抽出を行い、三島市の行政課題を共創リストとして提起する。 また、民間企業からの提案も募集し、共創リストとのマッチングを行い、協働・共創の取り組み件数を増やしていく。
実績		評価		実績		評価	
課題							
対応							

行政改革推進プラン 個別取組項目個票

重点項目	4 新たな協力関係の構築	主担当課	政策企画課・公共財産保全課
------	--------------	------	---------------

取組内容	指定管理者制度の推進 及び包括管理委託導入の検討	取組番号	20
------	--------------------------	------	----

取組理由	到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入施設においては、モニタリングガイドラインに基づき、適正なモニタリングの推進を図るとともに、未導入施設においては、状況を整理し、導入の是非の検討を続けていく必要がある。 ・市が保有する公共施設について、業務水準の向上や効率化を進めるとともに、公民連携による質の高いサービスを提供するため、包括管理委託の導入の可能性を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度未導入施設において、制度移行できるものがないか、また、導入施設の指定期間満了後の対応について、毎年度検討を行う。また、導入施設については、モニタリングの適正な実施を推進する。 ・サウンディング調査の結果をもとに、包括管理委託の導入の検討を行う。包括管理委託を導入する場合には、公募型プロポーザルを実施し事業者選定を行う。包括管理委託契約期間中においては、対象施設や対象業務の状況を評価し、指定管理者制度を採用している施設等の業務について、包括管理委託への追加も検討する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度目標	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設状況把握<指定管理者制度> ・適正なモニタリングの推進<指定管理者制度> ・包括管理導入検討<包括管理委託> ・プロポ実施<包括管理委託> 	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設状況把握<指定管理者制度> ・適正なモニタリングの推進<指定管理者制度> ・包括管理導入<包括管理委託> ・対象施設等の評価（契約期間中随時）<包括管理委託> 	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設状況把握<指定管理者制度> ・適正なモニタリングの推進<指定管理者制度> ・包括管理委託の継続実施<包括管理委託> 	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設状況把握<指定管理者制度> ・適正なモニタリングの推進<指定管理者制度> ・包括管理委託の継続実施<包括管理委託>
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者検討部会での検討<指定管理者制度> ・プロポーザル実施要領の作成<包括管理委託> ・地元事業者への説明<包括管理委託> 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者検討部会での検討<指定管理者制度> ・事業者との契約<包括管理委託> 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者検討部会での検討<指定管理者制度> ・包括管理委託への追加の検討<包括管理委託> 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者検討部会での検討<指定管理者制度> ・包括管理委託への追加の検討<包括管理委託>

	実績	評価	実績	評価	実績	評価	実績	評価

課題	
対応	